

意見書

平成 24 年 2 月 15 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail :

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 24 年 1 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「平成24年度以降の加入光ファイバ接続料の改定」に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下の項目について、当社の考え方を申し述べます。

【基本的な考え方】

今回の接続料改定において、一定程度の接続料の低廉化が図られていますが、実態としては光ファイバサービスを提供している既存事業者の採算性向上に寄与している程度でしかなく、利用者料金の大幅な低廉化や新規事業者の市場参入は全く進展していない状況です。加入者シェアについてもNTT東西殿の7割を超える状態から変化がないことから、現状のままでは競争環境が衰退し、固定通信市場全体の市場規模が縮小する懸念すらあります。

除々に固定市場の膠着感が強まっている状況であることから、市場活性化のための政策が執られることが喫緊の課題と考えます。本年度の接続委員会こそは、改めて固定通信市場全体の発展に主眼を置き、新規事業者の光ファイバサービス参入によるサービス競争の活性化や、その結果実現される利用者料金の低廉化と利用者利便性の向上を目的とし、実効的な政策としての分岐単位接続料の設定が決定されることを強く要望します。

【乖離額調整制度について】

将来原価方式における乖離額調整制度については、NTT東西殿のコスト削減インセンティブが働かないこと、接続事業者のコスト予見性が担保されず、利用者料金低廉化の妨げとなりうることから、制度の廃止又は見直しを検討すべきと考えます。

乖離額調整制度は、本来NTT東西殿が負担すべきである需要予測と実績の乖離による収益のブレに対するリスクを接続事業者によってリスクヘッジしている構造的問題点があり、NTT東西殿の採算性を担保すると共にコスト削減のインセンティブを排除するものでしかありません。

一方、接続事業者にとっては、NTT東西殿とは反対にコスト予見性が働かないことから事業運営上の不確定要素となり、利用者料金設定においても接続料の変動リスクによる採算性の悪化を考慮する必要がある等、NTT東西殿との公正競争環境が担保されているとは言い難い状況にあります。

したがって、本制度については速やかに廃止すべきと考えますが、仮に廃止が困難な場合においても、将来原価を算定する期間を最低でも5年とすること、乖離が発生した要因を明確にした上で算入する範囲を限定的にすること、予測

値が上回った場合は適宜見直すことにより予測精度を上げ、次年度以降の接続料算定に反映する追加の枠組みが必要と考えます。

【分岐単位接続料の実現について】

PSTNからIP網へのマイグレーションを公正な競争環境下で実現するためには、PSTNで構築された健全なサービス競争環境を継続、発展させるべきであり、PSTNにおける利用者環境の維持継続やサービス選択の自由度向上の観点も必要と考えます。そのためには、更なる接続料の低廉化やADSL事業者を含めた新規事業者の市場参入によるサービス競争の促進が必要であり、競争環境の継続性、発展性の観点から最も有効な手段である、ファイバシェアリングを実現して頂きたいと考えます。

現在、接続委員会にて、ファイバシェアリング等OSU共用に加えOSU専用も含めた実現方式が多角的に検討されていますが、サービス競争の活性化及びその結果実現される利用者料金の低廉化と利便性向上の実現には、分岐単位接続料の設定は必要不可欠と考えます。

なお、分岐単位接続料を設定するにあたり、一部の既存事業者からはNTT東西殿にコストをつけ回す問題があるとの見解がありますが、本来、将来原価方式は乖離額調整制度が認められていないにも関わらず、加入光ファイバはNTT東西殿たつての要望により特例として認められており、コスト回収が可能なルールになっています。分岐単位接続料を設定した場合でも、加入光ファイバ1芯単位と同様に、乖離額調整制度等によるコスト回収の手段があること、並びに接続料の設定方法によっても回避が可能になることから、そもそもコストのつけ回しとは言えず、分岐単位接続料の導入を反対する理由にはならないと考えます。

また、分岐単位接続料の設定は、接続事業者や利用者にとってメリットがあるだけでなく、NTT東西殿にとっても光ファイバ芯線利用率の向上に繋がることで設備の利用効率向上や回線単位でのコストの低廉化、IP網への移行促進等のメリットが期待できるものと考え、政策としての価値も高いと考えます。

以上